

2026（R8）年税制改正（法人税）その2

2026（R8）年の法人税に係る税制改正のうち、今回は**賃上げ促進税制に係る改正**について紹介します。
今回の改正では、世間の賃上げ状況を反映して、全企業・中堅企業向けに関しては縮小・廃止、中小企業については制度改正して継続します。

賃上げ促進税制に係る改正

1. **全企業向け**（実質的に大企業が対象）
：2026（R8）年4月1日以後開始する事業年度（1年決算法人は R9/3 期）以降は制度廃止。
2. **中堅企業向け**（従業員数 2,000 人以下の法人）
：適用要件・控除率の見直しを行ったうえで、当初の適用期限（2027（R9）年4月1日以後開始する事業年度（1年決算法人は R10/3 期）以降は制度廃止。
3. **中小企業向け**（資本金1億円以下の法人等 ※大企業の子会社を除く）
：一部**上乗せ措置が廃止になるが、現行制度が継続**（制度期限到来時に見直し検討）

中小企業向けの改正の概要

中小企業向けの改正は、**教育訓練費の増加に応じた税額控除額の上乗せが廃止**になる点のみになります。その結果最大控除額は従前の 45% から 35% に縮小します。

		改正前	改正後
賃上げ率及び税額控除額		賃上げ率:1.5%以上→税額控除:控除対象雇用者給与等支給増加額 * 15% 賃上げ率:2.5%以上→税額控除:控除対象雇用者給与等支給増加額 * 30%	
教育訓練費	要件	【教育訓練費の増加額5%以上】かつ【教育訓練費の額≧雇用者給与等支給額の 0.005%以上】	廃止
	加算額	控除対象雇用者給与等支給増加額 * 10%	
子育て、女性活躍	要件	厚労省の「プラチナくるみん」「プラチナえるぼし」の認定を受けている または、「くるみん認定」「えるぼし認定（2 段階目以上）」の認定を受けた事業年度	
	加算額	控除対象雇用者給与等支給増加額 * 5%	
最大控除額		控除対象雇用者給与等支給増加額 * 45%	控除対象雇用者給与等支給増加額 * 35%
税額控除の限度額		法人税額の 20%	
税額控除超過額の取扱		最長 5 年間にわたり繰越控除の適用可能	

中小企業向けの改正は小規模で、今後も制度継続していくと想定されるので、比較的影響は少ないものと思います。

但し、中小企業で、従業員の給与水準を増加したにもかかわらず、退職者等の影響により雇用者給与等支給額の総額が比較年度（前期）と比べて減少している場合に、**「中堅企業」向けの賃上げ促進税制（継続雇用者の給与等支給増加割合）により税額控除を行っていた企業は注意が必要**になります。「中堅企業」向けの制度はあと1事業年度適用できますが、以後は制度廃止になるため、中小企業であっても「継続雇用者の給与」を用いた判定・適用は出来なくなります。

従業員数が少ない企業にあっては、退職者の有無により制度が適用できるか有無が影響を受ける可能性があります。賃上げ促進税制の効果的な適用に際しては、従業員の昇給のみならず、入退社状況も考慮しておく必要があります。



10/13

- ・ 9月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限

11/2

- ・ 8月決算法人の確定申告
- ・ 2,5,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

